

建設業法施行規則等の一部改正について

令和3年3月
国土交通省不動産・建設経済局建設業課

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）における技術検定及び監理技術者制度の見直しに係る規定が令和3年4月1日に施行されることに伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第70号）について、規定の整理を行う必要がある。

2. 概要

- (1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の一部改正
技術検定及び監理技術者制度の見直しを踏まえて、以下の改正を行う。
 - ・「受験」を「受検」に修正する（第十七条の二十五等）。
 - ・経営規模等評価決定通知書/総合評定通知書において、監理技術者を補佐する者を意味する「監理補佐」の欄を新設する（様式第二十五号の十五）。
 - ・監理技術者補佐を表すコードとして、「005」を新設する（（別表）（四））。
- (2) 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号）の一部改正
技術検定の見直しを踏まえて、以下の改正を行う。
 - ・従前通り、技士の資格を有する者のみを技術管理者の基準に適合するものとするため、「技術検定」の下に「（第二次検定に限る。）」を加える（第七条）。
 - ・「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める（第七条）。
- (3) 建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）の一部改正
新型コロナウイルス感染症の拡大による講習機会の減少等を受け、以下の措置を講じる。
 - ・とび・土工工事業の技術者資格を有する者を解体工事業の技術者資格を有する者とみなす期間の期限を令和3年3月31日までとしているところ、当該期限を令和3年6月30日まで延長する。
- (4) 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第70号）の一部改正
押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九十八号）を踏まえて、以下の改正を行う。
 - ・改正対象となっていた施工技術検定規則の様式第二号（イ）から、㊦を削る（第二条）。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布： 令和3年3月中

施行： 令和3年4月1日（2.（3）及び（4）は、公布日に施行）